

【医療費控除を申告されるかたへ】

領収書は
提出不要です

令和3年度(令和2年分)以降の所得税及び市・県民税の申告から
領収書の添付又は提示による医療費控除の申告ができなくなりました。

医療費控除の適用を受ける場合には必ず作成した「医療費控除の明細書」を添付してください。

【明細書の記載例】 令和 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 三郷市花和田〇〇〇番地〇

氏 名 三郷 太郎

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)
※医療保険者等が記載されたもの(例：健康保険等)
①被保険者等の
④療養を受けた
支払った医療費の額

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

項目

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
123,500 円	120,000 円	⑤ 円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
三郷 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	23,000 円	円
〃	△△バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,500 円	円
〃	■ ■ 歯科	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	35,050 円	円
三郷 花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	104,800 円	50,000 円
〃	× × 薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,200 円	円
〃	□ □ 皮膚科	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	8,900 円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

領収書(医療費通知に記載のないもの)の、各人別・病院・薬局ごとの1年間の合計金額を記入します。
※1年間：令和3年1月1日～12月31日

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金(高額療養費、入院費給付金、出産育児一時金など)がある場合にその金額を記入します。

それぞれの合計を記入ください。

2 の 合 計	㊦ 177,450 円	㊧ 50,000 円
医 療 費 の 合 計	A (㊦+㊧) 297,450 円	B (㊦+㊧) 50,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	297,450 円
保険金などで補てんされる金額	50,000 円
差引金額 (A - B)	247,450 円
所得金額の合計額	1,750,000 円
㊨ × 0.05	87,500 円
㊨と10万円のいずれか少ない方の金額	87,500 円
医療費控除額 (㊨ - ㊩)	159,950 円 (最高200万円、赤字のときは0円)

【注意】

医療費控除の申告は所得税や市・県民税の税額を軽減するものであり、前年中に支払った医療費が還付されるわけではありません。
また所得税や市・県民税(所得割)が課税されていないかたは医療費控除の申告は必要ありません。